制

元気な地域づくりを応援します

創設し、平成24年度までの3年間実施しました。 町では、 平成22年度に、日野町元気なまちづくり交付金制度を

営利を目的としない住民グループなどです。 政策課までお問い合わせください 元気なまちづくり交付金は廃止)。対象は、自治会や連合自治組織、 たに『**日野町地域活動支援交付金**』制度を創設しました(日野町 この度、より地域が活性化することを目的に見直しを行い、新 詳しくは、 役場企画

対象 事業

)地域資源を生かした地域づくり活動

歴史・文化資源を守り、

生かしながら、

学びや集いなど

国・県の補助や助成を受けている事業は対象外です。

例】地区内見守り活動(子どもの登下校、雪かきなど)、)生きいきと元気に暮らせるコミュニティ活動 地区内環境整備活動(ごみ拾い、花を育てるなど)、 豊かな自然環境を生かし、子どもや大人たちが ほか 運動会な

交付額を教えてください

健康づくり活動(ウォーキング大会、介護予防体操、

地区内交流活動

(体験教室、

夏まつりなど)

防災活動、

を広める活動

ほか

「例】古くから伝わる行事を継続・復活させる活動、

郷土料理

0

伝統行事等地域の交流促進活動

交付金は、対象事業費に対し年々減っていく『逓減方式』 期限は 『3年間』、1回の上限額を『20万円』までとします。

〈対象事業費〉×4分の3 【交 付 額】 1年目 =

ができる活動、

目然と触れ合える活動

〈対象事業費〉×3分の2 2年目 == 〈対象事業費〉×2分の1

(注) 千円未満の端数切捨て

【交付期限】 3年間

【交付限度額】 【対象経費】

1回の上限 20万円 (概算払いもできます) 地域の活性化につながる活動に直接必要な経費 《条件および対象外》

▶食糧費・・・・作業など事業にかかわるジュース や弁当、交流事業での食材料は可 (酒席を伴うものは不可)

・・・賃金、報償費など人件費は対象外

▶講師謝礼・・・事業費の5割を超えないこと

▶備品購入・・・事業を行う上で直接必要なものは

미

次のとおり制度運営します。ご確認ください。

- ◆交付金だけを頼りにした活動ではなく、継続的に地域が元気になる活動とします。
- ◆活動経費には自己資金も当て、単に従来の活動経費の財源振替にならないようにしてください。
- ◆審査会を経て助成決定します。助成決定年度を含め、3年度経過したものは対象外とします。

タクシー助成の内容が変わります

す。詳しくは、 し利用いただいています。(登録:平成25年3月末現在344人) この度、 町では、 より使いやすい制度へ見直しましたのでお知らせしま 平成23年4月から、タクシー利用者補助金制度を創設 役場企画政策課までお問い合わせください。

変更点

※日本交通と日南交通の2社が利用可能! 日南交通タクシーも利用できます

日南交通有限会社(日南町丸山254-6

電話 (0859) 82 - 0801

負担額はどうなるの?

①メーター額が2000円までの時

およそ2分の1の額

※町内どこからでも日野病院に通院する際の利用者

負担がおおむね1000円以内になるよう設定!

利用者負担額が変ります

③メーター額が4500円を超えた時

1000円

支払額||メーター額|

割引額

(1割)

- 3050円

200

②メーター額が2000円から4500円までの時

①メーター額が 2,000 円までの時

②メーター額が 2,000 円以上 4,500 円までの時 ③メーター額が 4,500 円以上の時

利用者負担 5割 270 円~ 1000 円

町助成額 4割 220 円~800 円

事業者割引 1割

利用者負担 1,000円

町助成額 800 円~ 3,050 円

事業者割引 1割 利用者負担

町助成額

3,050円

1,000 円~

事業者割引 1割

※事業者負担とは、運行する『日本交通』『日南交通』がタクシー利 用者補助金制度登録者が乗車した場合に適用する割引です。

【助成対象者について】

- ◆75歳以上で、自動車の運転ができない人 ◆身体障害者手帳を持っている人(一部対象外)
- ◆要介護認定を受けている人 ◆ 65 ~ 74 歳までの自動車の運転ができない人で、町営バスな ど公共交通機関の利用が困難な人

【申込み手続きについて】

- ◆申請書の提出後、簡単な審査を行い、認定証と助成券を発行します。
- ◆助成券は 1 カ月あたり 4 枚発行します。(4 月から翌年 3 月まで 12 カ月× 4 枚= 48 枚) (注) 追加発行はしません
- **15** 広報ひの4月号-2013-